

政策:8. 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進することにかかるコストの状況

(所管:厚生労働省、一般会計、組織:厚生労働本省、担当部局:社会・援護局、障害保健福祉部、年金局、組織:国立更生援護機関、担当部局:国立更生援護機関、組織:地方厚生局、担当部局:地方厚生局)

(年金特別会計福祉年金勘定、東日本大震災復興特別会計厚生労働本省、国立更生援護機関)

1. 政策にかかるコスト 1,284,379 百万円

(単位:百万円)

区 分	人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	福祉年金給付費	補助金等	委託費等	独立行政法人運営費交付金	庁費等	その他の経費	減価償却費
I 人にかかるコスト	7,281	5,786	357	1,137	-	-	-	-	-	-
II ①物にかかるコスト	330	-	-	-	-	-	-	130	0	199
②庁舎等(減価償却費)	444	-	-	-	-	-	-	-	-	444
III 事業コスト	1,276,323	(60)	(-)	(-)	3,502	1,144,437	1,218	5,270	16,048	105,812
(1)必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること	1,276,323	(60)	(-)	(-)	3,502	1,144,437	1,218	5,270	16,048	105,812
コスト計(I+II+III)	1,284,379	5,786	357	1,137	3,502	1,144,437	1,218	5,270	16,178	105,813

(単位:百万円)

区 分	貸倒引当金繰入額	(参考)決算額
I 人にかかるコスト	-	-
II ①物にかかるコスト	-	-
②庁舎等(減価償却費)	-	-
III 事業コスト	32	1,284,613
(1)必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること	32	1,284,613
コスト計(I+II+III)	32	-

(参考) 自己収入 60 百万円

当該政策にかかる自己収入については、年金特別会計のその他収入である。

2. 政策にかかるストック情報(主な資産等)

(単位:百万円)

区 分	未収金	貸倒引当金	土地	立木竹	ストック内訳						備 考
					建物	工作物	物品	無形固定資産	未払金		
物にかかるコスト	1,745	-	-	-	-	-	1,686	58	-	-	
庁舎等	44,197	-	29,125	58	12,071	2,941	-	-	-	-	
(1)必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること	△ 473	204	△ 102	-	-	-	-	-	△ 575	-	
合 計	45,469	204	△ 102	29,125	58	12,071	2,941	1,686	58	△ 575	

※「物にかかるコスト」及び「庁舎等」の区分に当てはめられてる「物品」・「無形固定資産」、「土地」・「立木竹」及び「建物」・「工作物」は、特定の政策に結びつけることが困難なため、定員数により、

当該政策に配分を行っている。

3. 参考情報

(1) 当該政策に関連するコストの状況

① 当該政策に配分された官房経費等の額

(単位:百万円)

I 人にかかるコスト	1,102
II 物にかかるコスト(庁舎等を含む。)	1,253
III その他事業コスト	-
合 計	2,356

② 当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費

(単位:百万円)

利払費	36,262
-----	--------

・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。

(2) 政策の概要

必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備及び障害者の地域における自立の支援。

(3) 共通経費配分の方法

「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」及び「庁舎等」については、定員数による配分を行っている。また、本省に一括して計上されている一部の人件費については、定員数により地方局・外局へ配分を行っている。

(4) その他

なし。